

平成26年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を停止した処分の取消しを求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、精神発達遅滞(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害等級2級の障害基礎年金の支給を受けていた。
- 2 厚生労働大臣は、国民年金法(以下「国年法」という。)施行規則第36条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出されたa病院b科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る同日付診断書(以下「現状診断書」という。)を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に掲げる3級の程度に該当し、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる程度に該当しなくなったとして、平成○年○月○日付で、請求人に対し、同月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、受給権者が国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている。
- 2 本件の問題点は、現状診断書提出日当時における請求人の当該傷病による障害

の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国年令別表に掲げる程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 現状診断書によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

「略」

- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病にかかわると認められるものとしては、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるのである。

認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものであり、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけない

もの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている(以下、このような状態を「2級の基本的例示」という。)

(2) 認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、知的障害で障害等級2級に相当すると認められるものの例示として、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」が掲げられ、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一般就労をしている者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事しているため、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされている。

(3) 上記1で認定した事実によれば、

本件障害の状態は、病状又は状態像として、中等度の知的障害が認められ、その具体的な程度・症状は、一見言語能力は高いように見えるが、状況判断は全くできず、短期記憶が低く、注意、集中力も悪く「分かりません」と即答し、一方、分からないことを分かっているように装うところがあり、相手の気持ちを察することができず、対人関係上相手を怒らせてしまうことがあり、言い争いになると自分を制御できず暴言を吐いてしまうことがあるとされ、日常生活状況は、辛い思い出のある実家へは帰りたくないと、単身でグループホームに入所し、同居者があり、家族との疎通性は、家族の配慮のもと成立しているが、他人とのコミュニケーション能力は低いとされ、日常生活能力の判定では、他人との意思伝達及び対人関係、身辺の安全保持及び危機対応は、助言や指導をしてもできない若しくは行わない、金銭管理と買い物、通院と服薬(要)、社会性は、助言や指導があればできる程度とされているものの、適切な食事、身辺の清潔保持は、自発的にできるが時には助言や指導を必要とする程度で、日常生活能力の程度は(3)で、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、グループホームのスタッフの援助のもとで日常生活を送れ、本人を理解してくれる人の指導のもとで単純作業のみ可能であるとされ、現症時においては、障害者雇用ではあるが一般企業で週5日バス内清掃で働いているとされているのであるから、このような状態は、知的障害で2級に相当すると認められる例示に該当しないし、上記2級の基本的例示に相当する程度に至っているとはいえない。

請求人は、請求人には発達障害による障害もあるから発達障害の認定要領をも併せて認定判断すべきであると主張するほか、請求人に対しては成年後見開始の審判が平成〇年〇月〇日に

なされているが、成年後見が必要な状況は平成〇年春頃からあったとし、グループホーム管理者の報告書を引用して、日常生活の能力は現状診断書の判定よりも低く、就労状況も２級の障害等級に該当しないと見える状況ではないと主張する。しかし、請求人に対して裁定された障害基礎年金は、傷病名コード２８の傷病（知的障害）による障害を支給事由とするものであって、これとは別傷病である発達障害による障害を支給事由とするものではないのであり、現状診断書上の傷病名も「精神発達遅滞」であり、ＩＣＤ－１０コードも「中等度知的障害（精神遅滞）」を示す「Ｆ７１」とされており「心理的発達の障害」を示す「Ｆ８０－Ｆ８９」とはされておらず、現在の病状又は状態像として発達障害関連症状は何も指摘されていない。また、請求人は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法第７条）として成年後見開始の審判を受けたわけではなく、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」（民法第１１条）として保佐開始の審判を受けたものであるから、この点に関する主張は誤った前提に立つものであり、日常生活状況及び就労状況についての上記主張をもつても、現状診断書及び認定基準に基づく上記認定及び判断を覆すことはできない。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる２級の程度に該当しないと認めるのが相当であり、もとよりそれより重い１級の程度にも該当しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。